

議案第 20 号

桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 24 年桐生市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。))」に改め、「有する者」の次に「(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科」を「において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「(2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「(6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条に次の 1 号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))

第 3 条第 7 号中「第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「第 1 号から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「に規定する学校を卒業した者」を「の卒業者」に、「にあつては 1 年以上」を「にあつては 2 年以上」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「(第 1 号の卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。))」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修

めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
第3条第3号を次のように改める。

- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。))又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。))、5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2 年6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3 年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5 年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。))」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「第4号に」を「第5号に」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に改め、「(以下この号において「専門職大学前期課程」という。))」を削り、「第4号」を「第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「学校を卒業した者」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。))であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道に関する技術上の実務に

従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 20 号 桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行おうとするものです。